

議案第3号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成25年12月20日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成25年12月20日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財 「常福寺経蔵及び山門」 (日南町)

常福寺は16世紀後期に創立されたと伝える曹洞宗の寺院で日南町多里の南に位置する。

経蔵は、土蔵の正面に向唐破風(むかいからはふ)の向拝(こうはい)をもつ特異な形式を持ち、腰壁は六角形の瓦を用いた海鼠壁(なまこかべ)で仕上げる。内部には背面より来迎柱をたてて仏壇を構え、造り付けの引き出しを設けて中には一切経(いっさいきょう)等を納める。

山門は棟門形式(むなもんけいしき)をとりながら変則的な構造をみせている。

これらは、棟札や様式から18世紀前半の建築とみられ、県内における数少ない江戸時代中期の経蔵及び同時期の山門として貴重である。



経蔵



山門

第2章 県指定保護文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第8章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項（第39条第4項で準用する場合を含む。）並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭50条例40・追加、平18条例38・一部改正）